

# 団体への図書貸出規程

鹿児島県立奄美図書館

## (目的)

第1条 この規程は、読書活動の普及と読書団体の育成を推進するために、必要な事項を定め、団体への図書の貸出を行うことを目的とする。

## (団体の条件)

第2条 団体貸出を受けることができる団体は、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 学校または学級、地域の団体、職場の団体などで読書団体として継続的な活動をしていること。
- (2) 貸出に伴う一切の責任を負うことのできる代表者がいる団体であること。
- (3) 会員の中から世話人が得られ、会員への貸出業務が行える団体であること。

## (団体貸出の手続)

第3条 団体での図書貸出を希望する団体は、団体利用登録申込書(第9-2号様式)に団体の構成が確認できる書類を添えて当館に提出し、利用者カードの交付を受けること。

なお、団体の構成が確認できる書類とは、団体名、所在地(住所)、連絡先、代表者の住所・連絡先などが記載されているものである。

## (貸出・返却の条件)

第4条 図書を借りる場合は、第3条により利用者カードの交付を受けた団体が、直接来館し、図書の選定を行い、カウンターで貸出処理を受けること。

返却については、直接来館し、カウンターでの返却を原則とするが、やむを得ない場合は、郵送等でも受け付ける。ただし、経費は、団体側の負担とする。

また、返却については、当館設置の返却ポストは使用しないこと。

## (貸出冊数及び貸出期間)

第5条 第3条により利用者カードの交付を受けた団体は、そのカードにより当館所蔵の閉架図書(貸出文庫及び館外貸出できない資料は除く)から、児童用図書50冊まで借りることができる。

貸出期間は、貸出日の翌日から30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

貸出期限の延長はしない。

## (利用者カードの管理)

第6条 交付を受けた利用者カードは、紛失することがないように管理すること。

また、代表者、世話人等に変更があった場合は、当館に連絡するとともに、カードの引継ぎを必ず行うこと。

また、団体の解散等でカードが不要になった場合は、速やかに当館に返納すること。

(図書紛失)

第7条 借受けた図書を紛失、または破損した場合は、紛失・汚損届(第24号様式)を速やかに提出し、当館規程によりその損害を弁償すること。

(協議)

第8条 この要項に定めのない事項については、当館で協議し定めるものとする。

(団体貸出の処理方法)

第9条 第3条から第9条について、当館職員は、別紙「団体への図書貸出処理方法」により、適切な処理を行うこと。

この要項は、平成21年 4月23日から実施する。

平成28年4月1日 一部改正(第8条:「離島の団体の貸出・返却について」削除)

平成30年4月1日 一部改正(第5条一部改正)

平成31年3月26日 一部改正(第5条一部改正)